

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は 1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 8 月 27 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香

工 事 名	小国・津久志地区送配水管布設工事
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	土木一式工事
公 告 日	令和 8 年 8 月 17 日
入 札 日	令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 8 日
開札予定日	令和 8 年 9 月 9 日

- 1 公告変更（様式 2）
0 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
0 件
- 3 修正事項等（様式 4）
1 件

修 正 事 項 等

令和 8 年 8 月 27 日

工 事 名 小国・津久志地区送配水管布設工事
入 札 方 式 一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別 土木一式工事
公 告 日 令和 8 年 8 月 17 日
入 札 日 令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 8 日
開札予定日 令和 8 年 9 月 9 日

修 正 前	修 正 後																				
公告 2 入札参加資格 <table><tr><td>(8) 配置予定技術者</td><td></td></tr><tr><td>ア 専任配置の要否</td><td>請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。</td></tr><tr><td>イ 資格等</td><td>建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。</td></tr><tr><td>ウ 経験</td><td>(7)ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。</td></tr><tr><td>エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用</td><td>認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。</td></tr></table>	(8) 配置予定技術者		ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。	イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。	ウ 経験	(7)ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。	エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。	公告 2 入札参加資格 <table><tr><td>(8) 配置予定技術者</td><td></td></tr><tr><td>ア 専任配置の要否</td><td>請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。</td></tr><tr><td>イ 資格等</td><td>建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。</td></tr><tr><td>ウ 経験</td><td>(7)ア、イ、ウ（<u>熟内の要件は除く。</u>）を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。</td></tr><tr><td>エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用</td><td>認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。</td></tr></table>	(8) 配置予定技術者		ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。	イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。	ウ 経験	(7)ア、イ、ウ（ <u>熟内の要件は除く。</u> ）を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。	エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。
(8) 配置予定技術者																					
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。																				
イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。																				
ウ 経験	(7)ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。																				
エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。																				
(8) 配置予定技術者																					
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。																				
イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。																				
ウ 経験	(7)ア、イ、ウ（ <u>熟内の要件は除く。</u> ）を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。																				
エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。																				